





い。

(処分の制限を受ける財産)

第 13 規則第 2 1 条第 2 号及び同条第 3 号の規定により処分の制限を受ける財産は、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第 14 規則第 2 1 条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。最終改正 平成 22 年 3 月 31 日付け財務省令第 20 号。以下、「大蔵省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条に基づく財産処分として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。)の定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。ただし、牧草地及び飼料畑にあつては、「草地開発事業等の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」(昭和 49 年 5 月 10 日付け 49 畜 B 第 603 号農林事務次官依命通達)の記の 2 の (1) に定める期間とする。

(帳簿及び書類の備付け等)

第 15 事業実施主体は、第 14 の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出数及び経由)

第 16 この要綱により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所長(以下「所長」という。)を経由し、所長はその写しを保管するものとする。ただし、間接補助事業者以外にあつては、別に定めのない限り直接知事に提出するものとする。

(その他)

第 17 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

(処分の制限を受ける財産)

第 12 規則第 2 1 条第 2 号及び同条第 3 号の規定により処分の制限を受ける財産は、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第 13 規則第 2 1 条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。最終改正 平成 22 年 3 月 31 日付け財務省令第 20 号。以下、「大蔵省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条に基づく財産処分として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。)の定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。ただし、牧草地及び飼料畑にあつては、「草地開発事業等の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」(昭和 49 年 5 月 10 日付け 49 畜 B 第 603 号農林事務次官依命通達)の記の 2 の (1) に定める期間とする。

(帳簿及び書類の備付け等)

第 14 事業実施主体は、第 13 の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、別記様式第 9 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出数及び経由)

第 15 この要綱により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所長(以下「所長」という。)を経由し、所長はその写しを保管するものとする。ただし、間接補助事業者以外にあつては、別に定めのない限り直接知事に提出するものとする。

(その他)

第 16 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

別表

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
農業・食品産 業強化対策整 備交付金 (農産物等輸 出拡大施設整 備事業)				
1 農産物の 輸出拡大に 向けた産地 基幹施設の 整備	1 事業費 (1) 農産物の輸出拡大に向け た産地基幹施設の整備 国____要綱に基づいて行う 事業に要する経費	定額 (事業費の 1/2 以内)	1 卸売市場法第 16 条第 1 項に基づく 法律補助として交 付決定された額と それ以外の相互間 における流用	1 事業の新設又は 廃止 2 事業実施主体の 変更
2 農産物等 の輸出拡大 に向けた卸 売市場施設 等の整備	(2) 農産物等の輸出拡大に向 けた卸売市場施設等の整備 国____要綱及び卸売市場法 第 16 条第 1 項に基づいて行 う事業に要する経費	定額 (事業費の 4/10, 1/3 以 内)	2 交付金の交付決 定を受けたものの 交付額の変更	
	2 附帯事務費 1 の経費にかかる事業の実 施に関し、事業実施計画の承 認及び事業の推進に必要な 事務並びに指導監督及び調 査検討を行うのに要する経 費	定額 (事業費の 1/2 以内)		

別記様式第 1 号～第 3 号 略

別表

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
農業・食品産 業強化対策整 備交付金 (農産物等輸 出拡大施設整 備事業)				
1 農産物の 輸出拡大に 向けた産地 基幹施設の 整備	1 事業費 (1) 農産物の輸出拡大に向け た産地基幹施設の整備 国 <b>実施</b> 要綱に基づいて行う 事業に要する経費	定額 (事業費の 1/2 以内)	1 卸売市場法第 16 条第 1 項に基づく 法律補助として交 付決定された額と それ以外の相互間 における流用	1 事業の新設又は 廃止 2 事業実施主体の 変更
2 農産物等 の輸出拡大 に向けた卸 売市場施設 等の整備	(2) 農産物等の輸出拡大に向 けた卸売市場施設等の整備 国 <b>実施</b> 要綱及び卸売市場法 第 16 条第 1 項に基づいて行 う事業に要する経費	定額 (事業費の 4/10, 1/3 以 内)	2 交付金の交付決 定を受けたものの 交付額の変更	
	2 附帯事務費 1 の経費にかかる事業の実 施に関し、事業実施計画の承 認及び事業の推進に必要な 事務並びに指導監督及び調 査検討を行うのに要する経 費	定額 (事業費の 1/2 以内)		

別記様式第 1 号～第 3 号 略

別記様式第4号

年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金遅延届出書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者  
氏名又は名称  
及び代表者名

年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の交付決定（、年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金変更交付決定）の通知のありました 年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金による対策事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、宮城県農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第5の規定に基づき届け出ます。

記

1 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 交付事業の遂行状況

事業区分	総事業費	事業の遂行状況			
		年 月 日までに 完了したもの		年 月 日以降に 実施するもの	
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日
	円	円	%	円	年 月 日

- (注) 1 申請者が市町村以外の場合にあつては、申請者の欄に所在地、団体名、代表者名を記入すること。  
 2 事業区分には、交付決定を受けているすべての対策事業名、事業種目名、事業内容等を記入すること。  
 3 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(担当 ○○○)

(新設)

別記様式第5号

年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者  
氏名又は名称  
及び代表者名

年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の交付決定（、年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金変更交付決定）の通知のありました 年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金による対策事業の 年 月 日現在の事業実施状況について、宮城県農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第6の規定により下記のとおり報告します。

以下 略

別記様式第6号

年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者  
氏名又は名称  
及び代表者名

年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の交付決定（、年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金変更交付決定）の通知のありました 年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金による対策事業を実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

以下 略

別記様式第4号

年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者  
氏名又は名称  
及び代表者名

年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の交付決定（、年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金変更交付決定）の通知のありました 年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金による対策事業の 年 月 日現在の事業実施状況について、宮城県農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第6の規定により下記のとおり報告します。

以下 略

別記様式第5号

年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者  
氏名又は名称  
及び代表者名

年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の交付決定（、年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金変更交付決定）の通知のありました 年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金による対策事業を実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

以下 略

別記様式第7号

年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金概算払請求書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者  
氏名又は名称  
及び代表者名

—

年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の交付決定（、年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金変更交付決定）の通知のありました 年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金による対策事業について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

以下 略

別記様式第6号(1)

年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金概算払請求書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者  
氏名又は名称  
及び代表者名

印

年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の交付決定（、年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金変更交付決定）の通知のありました 年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金による対策事業について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

以下 略

(廃止)

別記様式第6号(2)

年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金前金払請求書

番 号  
年 月 日

宮城県知事

殿

申請者

氏名又は名称  
及び代表者名

印

年 月 日付け宮城県(\*\*)指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の交付決定(、年 月 日付け宮城県(\*\*)指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金変更交付決定)の通知のありました年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金による対策事業について、下記により金 円を前金払によって交付されるよう請求します。

記

事業区分	交付金 交付 決定額	既受領額	月 日 までの予定 出来高	今 回 請求額	残 額
	円	円	%	円	円
計					

振込先

- 1 口座 座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇
- 2 口座名義人：〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 前金払(請求)理由：

(注) 1 申請者が市町村以外の場合にあつては、申請者の欄に所在地、団体名、代表者名を記入すること。  
2 事業区分には、交付決定を受けているすべての対策事業名、事業種目名、事業内容等を記入すること。

(担当 〇〇〇)

別記様式第8号

年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の  
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

氏名又は名称  
及び代表者名

年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の交付決定（、年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金変更交付決定）の通知のありました 年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金による対策事業について、宮城県農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第11の規定により、下記のとおり報告します。

以下 略

別記様式第9号

年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の交付決定前着手届

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

氏名又は名称  
及び代表者名

農産物等輸出拡大施設整備事業交付金事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届出ます。

以下 略

別記様式第7号

年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の  
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

氏名又は名称  
及び代表者名

年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の交付決定（、年 月 日付け宮城県（\*\*）指令第 号で農産物等輸出拡大施設整備事業交付金変更交付決定）の通知のありました 年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金による対策事業について、農業・食品産業強化対策整備交付金交付要綱第11の規定により、下記のとおり報告します。

以下 略

別記様式第8号

年度農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の交付決定前着手届

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

氏名又は名称  
及び代表者名

農産物等輸出拡大施設整備事業交付金事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届出ます。

以下 略

財産管理台帳

事業実施主体名

地区名		地区	事業実施年度	年度		農林水産省所管交付金事業名					処分制限期間		処分の状況		備考		
区分	事業の内容					工期		経費の配分(円)					耐用年数	処分制限年月日		承認年月日	処分の内容
	メニュー	事業実施主体	工種構造又は施設区分	施工箇所または設置場所	事業量	着工年月日	しゅん功年月日	総事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他					
							0										
							0										
							0										
							0	0	0	0	0						
							0										
							0										
							0	0	0	0	0						
							0	0	0	0	0						
							0	0	0	0	0						

(注)  
 1 処分制限年月日欄には処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 備考欄には譲渡先、交換先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に変えることができる。

財産管理台帳

事業実施主体名

地区名		地区	事業実施年度	年度		農林水産省所管交付金事業名					処分制限期間		処分の状況		備考		
区分	事業の内容					工期		経費の配分(円)					耐用年数	処分制限年月日		承認年月日	処分の内容
	メニュー	事業実施主体	工種構造又は施設区分	施工箇所または設置場所	事業量	着工年月日	しゅん功年月日	総事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他					
							0										
							0										
							0										
							0	0	0	0	0						
							0										
							0										
							0	0	0	0	0						
							0	0	0	0	0						
							0	0	0	0	0						

(注)  
 1 処分制限年月日欄には処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 備考欄には譲渡先、交換先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に変えることができる。

1 事業の目的(変更理由又は中止(廃止)理由)

2 事業区分及び収支予算等

単位:円

区分	事業実施主体	事業概要	総事業費	交付対象 事業費	負担区分				消費税 関連	交付 率	備考
					国交付金	都道府県費	市町村費	その他			
農業・ 食品産業 強化対策 整備交付金	農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備 合計①										
	附帯事務費 合計①'										
農業・ 食品産業 強化対策 整備交付金	農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備 合計②										
	附帯事務費 合計②'										
合計	事業費合計A(①+②)										
	附帯事務費 合計B(①'+②')										
総計 A+B											

【2 事業区分及び内容等の留意事項及び記載の仕方】

- 「事業概要」「総事業費」「負担区分」等の欄は、事業実施主体ごとに記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 消費税関連欄には、事業実施主体ごと、消費税及び地方消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」)を記入すること。
- 交付決定前に着手した場合は、備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記入すること。
- 別記様式第2号に添付するときは、「1 事業の目的」を「1 事業の目的及び変更内容」とすること。また、「事業概要」「総事業費」「負担区分」等に変更があった場合において、容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。
- 別記様式第3号に添付するときは、「1 事業の目的」を「2 事業の中止(廃止理由)」とすること。また、「事業概要」「総事業費」「負担区分」等に変更があった場合において、容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。

3 融資関連(どちらかをチェックし、有りの場合、下記に必要事項を記入)

- 融資該当有り(交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける)
- 融資該当無し(交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受けない)

区分	事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名	融資を受けた金額(円)	償還年数(年)	その他
		〇〇金融公庫	〇〇〇資金	〇〇〇,〇〇〇	〇年	

4 事業着手(予定)日及び完了予定年月日

- (1)事業着手(予定)日 年 月 日
- (2)事業完了予定日 年 月 日

5 添付資料

- 実施設計書
- 市町村にあつては、交付金の交付に関する規則等
- 暴力団排除に関する誓約書(別記様式第1号別添2)
- 納税証明書(全ての県税)
- その他

1 事業の目的(変更理由又は中止(廃止)理由)

2 事業区分及び収支予算等

単位:円

区分	事業実施主体	事業概要	総事業費	交付対象 事業費	負担区分				消費税 関連	交付 率	備考
					国交付金	都道府県費	市町村費	その他			
農業・ 食品産業 強化対策 整備交付金	農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備 合計①										
	附帯事務費 合計①'										
農業・ 食品産業 強化対策 整備交付金	農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備 合計②										
	附帯事務費 合計②'										
合計	事業費合計A(①+②)										
	附帯事務費 合計B(①'+②')										
総計 A+B											

【2 事業区分及び内容等の留意事項及び記載の仕方】

- 「事業概要」「総事業費」「負担区分」等の欄は、事業実施主体ごとに記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備を目的とする取組にあつては、成果目標の妥当性の協議の際における農産物等輸出拡大施設整備事業実施要領(平成28年1月20日付27食産第4823号農林水産省食料産業局長、27生産第2395号農林水産省生産局長、27政統第492号農林水産省政策統括官通知)Ⅱの第3の2の「施設の整備規模」に定める整備規模、必要規模及びその算定根拠並びに整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由に事業実施計画から変更がある場合は「備考」の欄に記入すること。なお、必要に応じて、別業にて提出して構わない。
- 消費税関連欄には、事業実施主体ごと、消費税及び地方消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」)を記入すること。
- 交付決定前に着手した場合は、備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記入すること。
- 別記様式第2号に添付するときは、「1 事業の目的」を「1 事業の目的及び変更内容」とすること。また、「事業概要」「総事業費」「負担区分」等に変更があった場合において、容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。
- 別記様式第3号に添付するときは、「1 事業の目的」を「2 事業の中止(廃止理由)」とすること。また、「事業概要」「総事業費」「負担区分」等に変更があった場合において、容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。

3 融資関連(どちらかをチェックし、有りの場合、下記に必要事項を記入)

- 融資該当有り(交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける)
- 融資該当無し(交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受けない)

区分	事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名	融資を受けた金額(円)	償還年数(年)	その他
		〇〇金融公庫	〇〇〇資金	〇〇〇,〇〇〇	〇年	

4 事業着手(予定)日及び完了予定年月日

- (1)事業着手(予定)日 年 月 日
- (2)事業完了予定日 年 月 日

5 添付資料

- 実施設計書
- 市町村にあつては、交付金の交付に関する規則等
- 暴力団排除に関する誓約書(別記様式第1号別添2)
- 納税証明書(全ての県税)
- その他

